



情報(第 14 号)



学生と国民年金

1 入学・就職の時期

4 月から大学進学、大学卒業後に就職される子供さんも多いと存じます。まことにおめでとうございます。日本国内に住むすべての者は、20 歳になった時（誕生日の前日で 20 歳となります）から国民年金の被保険者となり、第 1 号被保険者（被保険者の種類は銀年 11 号参照）は、16,340 円（平 30.4～）の納付が必要です。

学生には、在学中の保険料納付が猶予される学生納付特例制度があります。本人の所得が一定以下の学生が対象で、世帯主の所得は問われません。学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校などに在学する方で、ほとんどの学生が対象となります。

2 学生と国民年金

国民年金制度は、昭和 36 年 4 月から施行され、学生は、一般に収入がなく、保険料を拠出する能力を有していないし、20 歳以上の者が学生である期間は、数年間と短いことが多く、その間に重い障害の状態になる一般的な確率は低い上、多くの者は卒業後、就労し、厚生年金保険等によって公的年金の保障を受けることになるため任意加入とされました。その後、障害基礎年金の保障がないことは問題であることから、平成 3 年 4 月より強制加入とされました。

3 学生障害無年金訴訟

学生中の事故や傷病により重い障害の状態になる確率が低いとしても、何人かは障害者になるわけです。そのため、国民年金に任意加入しておらず、障害者となった者から、学生無年金障害者訴訟が各地で提起されました。その一つである最高裁判所第三小法廷判決平 19.10.9（集民 226-1）をみてみましょう。

事案の概要

原告 A（昭 41.9.5 生）	原告 B（昭 44.12.4 生）
・ 昭 60.4：D 大学入学 ・ 昭 61.9.4：20 歳（国民年金任意加入せず） ・ 昭 63.6.14：バイク事故によって脳挫傷等 ・ 平元.7：左上肢機能障害、左下肢機能障害	・ 生後～中学：心雑音、心音異常 ・ 昭 63.4：H 大学入学 ・ 平元.12.3：20 歳（国民年金任意加入せず） ・ 平 2.9.14 午前 2 時：急性心不全、心肺停止状態 ・ 平 3.6：体幹機能障害、言語機能障害

強制加入被保険者には、保険料免除規定を設け、免除者には障害基礎年金を支給することとしている一方、任意加入者は、自ら納付する意思で加入するのですから、

免除を認めることは矛盾であり、保険料免除規定の適用を認めていません。すると、平成3年3月以前では、20歳以上の学生は、任意加入して保険料を納付するしか障害基礎年金の保障がなかったわけです。

故に、保険料負担能力のない20歳以上60歳未満の者のうち「20歳以上の学生」と「それ以外の者」間には、国民年金への加入に関する取扱いの区別及びこれに伴う保険料免除規定の適用に関する区別によって、障害基礎年金の保障に関して差異があったのです。これが、憲法の法の下での平等に反するという訴訟です。

4 判決

国民年金法は、20歳以上の学生の保険料負担能力、国民年金に加入する必要性ないし実益の程度、世帯主等が負うこととなる経済的な負担の程度等を考慮し、強制加入被保険者として一律に保険料納付義務を課すのではなく、任意加入を認めて20歳以上の学生の意思にゆだねたもので、この立法措置が著しく合理性を欠くものではなく、加入等に関する区別が何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いということもできないとして、学生の主張は認められませんでした。

5 学生期間中の国民年金保険料を考える

現在は、学生納付特例制度があり、この申請が承認されると、障害基礎年金の保障がされますけれど、老齢基礎年金額の保障はされません。就職後、保険料を後払い（追納）する発想の制度なのです。

我が家の例をご紹介しますと、子供二人が大学で学び、二人の保険料は、付加保険料付き・前納としました。付加保険料は2年間の受給で元がとれるとても有利な年金ですし、前納すると有利な保険料割引があります。当然、社会保険料控除の適用を受け、税金が安くなっています。

追納では、付加保険料の申出はできませんし、金額が加算されることはあっても割引はされません。可能であれば、付加保険料付き、前納がお勧めです。卒業後、子供に追納の負担がないことも魅力です。

まとめますと、未加入・未納は助け合いの制度に参画していないことになり、何らの保障もなく、義務違反で、絶対駄目。付加保険料・前納が最良で、次に付加保険料・毎月納付。納付が困難であれば学生納付特例を利用し、社会人となったときの追納を視野に入れます。卒業後、自営業となるのであれば、納付及び国民年金基金加入もご検討ください。制度を知ることが大事ですね。

最後に、学生諸君又は新社会人のご健闘を心より祈念しております。

年金制度を知ることが、高い年金受給につながります。企業内研修や個人年金相談を承っております。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp